

2010年度テーマ(日本法改正後の登録事例検証と審査動向分析調査、意匠環境整備に関する提言)の検討・検証内容報告

**2011年3月作成
JIPA意匠委員会
第1小委員会**

【はじめに】

当意匠委員会(第1小委員会)では、2010年度の研究テーマとして、意匠法改正後の登録事例検証、審査動向分析調査、意匠環境整備に関する提言(2009年度からの継続テーマ)を掲げてきました。その中でも特に注力したのが、「画像意匠」、「部分意匠」、「関連意匠」の各制度の在り方に関する検討・検証です。

当委員会では、これらの検討・検証の過程を以下の資料としてまとめてみました。今後の意匠権・意匠制度の検討に際し、ご参考としていただければ幸いです。

- 1.画像意匠制度に関する検討
- 2.部分意匠制度に関する検討
- 3.関連意匠制度に関する検討

意匠委員会 第1小委員会メンバー

・三菱電機（株）	後藤	真人	副委員長
・大日本印刷（株）	中村	直人	副委員長
・日本電気特許技術情報センター（株）	中津川	良枝	副委員長
・ソニー（株）	森川	優子	委員
・三洋電機（株）	土屋	理恵	委員
・横浜ゴム（株）	佐藤	充明	委員
・新日本製鐵（株）	壽山	竜之	委員
・シャープ（株）	竹村	恵子	委員
・コクヨ（株）	手塚	尚樹	委員
・日立製作所（株）	奈良橋	一也	委員

計10名

1.画像意匠制度に関する検討

<検討事例1> ～ 一意匠にできる**形態的な関連性**の範囲とは ～

審査基準<74.7.1.4 複数の画像が一意匠として認められるもの>

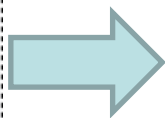
複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像が同じ操作のための画像であり、かつ、変化前の画像と変化後の画像とが**形態的な関連性**がある画像と認められれば、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

変化後の画像が図(権利内)となっている例

<携帯電話機>

1334877号

【正面図】



【変化の態様を示す正面図1】



変化後の画像が参考図(権利外)となっている例

<携帯電話機>

1329930号

【正面図】



【使用状態の参考図(1)】



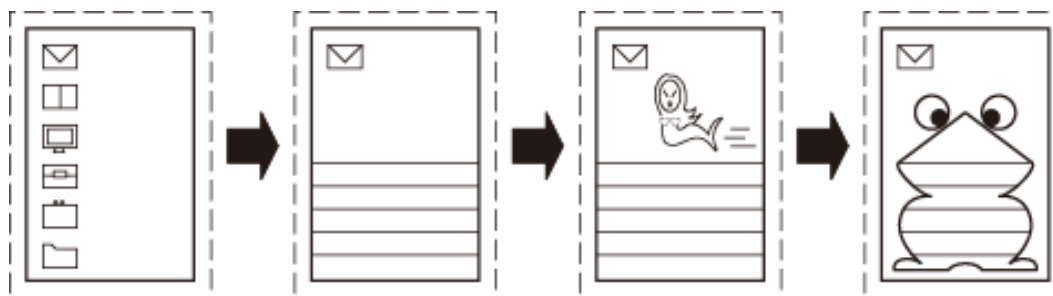
1329930号が参考図を変化した正面図にしようとして拒絶されたのであれば**形態的な関連性の範囲**は狭すぎる。この程度の変化は**形態的な関連性**があるとして一意匠として認められるべきではないと思われる。**形態的な関連性**はガイドラインでは、【認められない例】で、もともとなかったアイコンやふきだしは認めないとあり、【認められる例】でも、反転や拡大縮小などの狭い範囲のように理解されるが、ある程度変化するアイコンやアイコンに付随するふきだしは認めてもよいのではないと思われる。「**形態的**」だけではなく「**表示位置**」なども含めた**関連性**から柔軟に判断しなければ、権利者がほんとに取りたい変化する画像に権利を与えることができないのではないと思われる。

<検討事例 2> ～画像を含む意匠における共通要素～

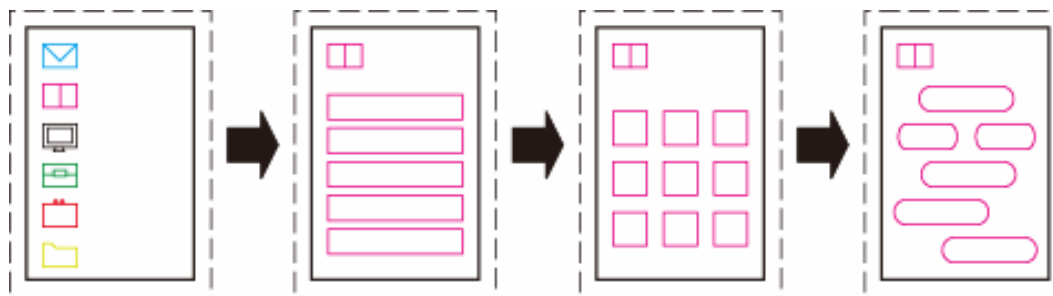
- ・画像を含む意匠において画像が変化する場合、**統一的に用いる要素**により、形態的な関連性を持たせられないか？

<携帯電話機(仮想事例)>

マークが統一



カラーが統一



＜検討事例3＞ ～変化する画像意匠の考察～

■一意匠として認める得る変化の範囲及び態様

形態変化を伴う複数の画像が一意匠を構成することを認めるか否か

結論：許容（「現在の实情・ニーズ等を考慮」CF：2条1項型も許容）

①一意匠の構成要素と認められるための前提条件（2条2項の要件具備を必須）

（a）物品の操作の用に供される画像であること。

（b）その操作が、当該物品の機能を発揮できる状態にするために行われるのであること

（c）操作とは、一定の作用効果や結果を得るために物品の内部機構等に指示を与えることを指すこと

複数画像の一部に上記（a）～（c）を満たさない画像含むことを許容するか否か

結論：許容（変化する画像の最初と最後の画像が2条2項の条件を満たせばことを条件に許容）

②一意匠と認められる範囲

結論：変化の形態には特に制限を設けず、操作又は物品の概念に基づき一意匠の権利範囲を制限する

機能を発揮前から機能を発揮するまでの範囲を一意匠の範囲とする（但し、権利範囲は権利一体の原則）

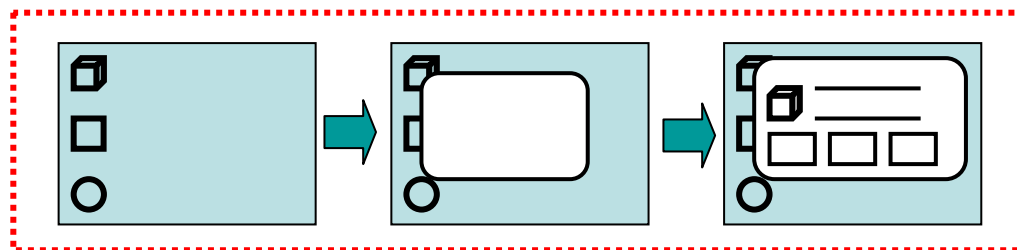
③意匠の認定と形態的関連性の認否

結論：不要

機能を発揮前から機能を発揮までの
一連の画面に限り一意匠



権利範囲は権利一体



<検討事例4> ～7条(一意匠一出願)の規定を基に考えてみると……～

変化する画像の審査基準においては、7条(一意匠一出願)の範囲、一意匠の範囲をどのように規定するか、またその場合、「図形の増減がないこと」というキーワードが何度も出てくる……
よって、

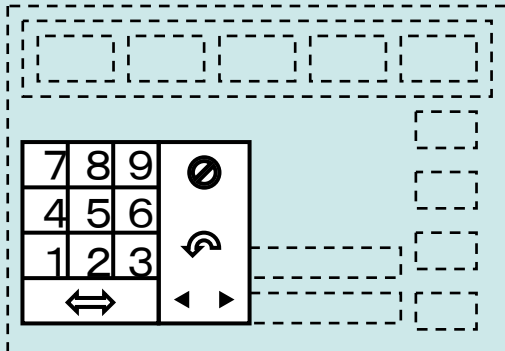
変化する画像の場合、**形態的な関連性**も重要なキーワードである。そして審査基準の中に<以下仮説>

「意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第6条第4項(**動的意匠**)の規定」という項目を設け、その中に「**配置の変化**」と「**各要素の図形の大小の変化**」を認めるという記述を盛り込む。

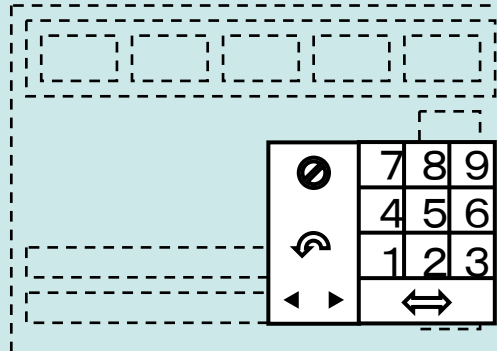
一つの仮想事例として、

<〇〇機械用操作機>

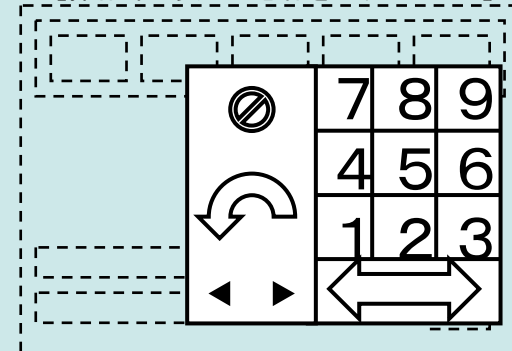
【正面図】



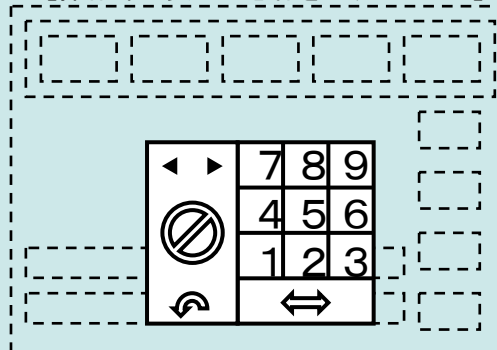
【操作部の変化の態様を示す正面図1】



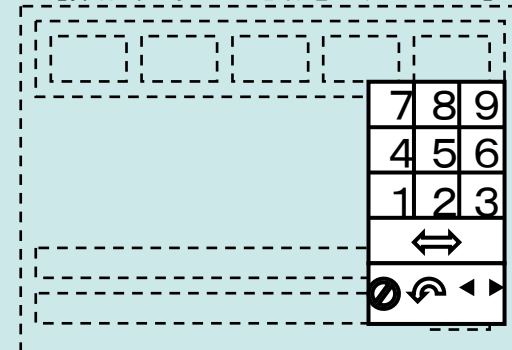
【操作部の変化の態様を示す正面図2】



【操作部の変化の態様を示す正面図3】



【操作部の変化の態様を示す正面図4】



■変化する画像における一意匠の範囲

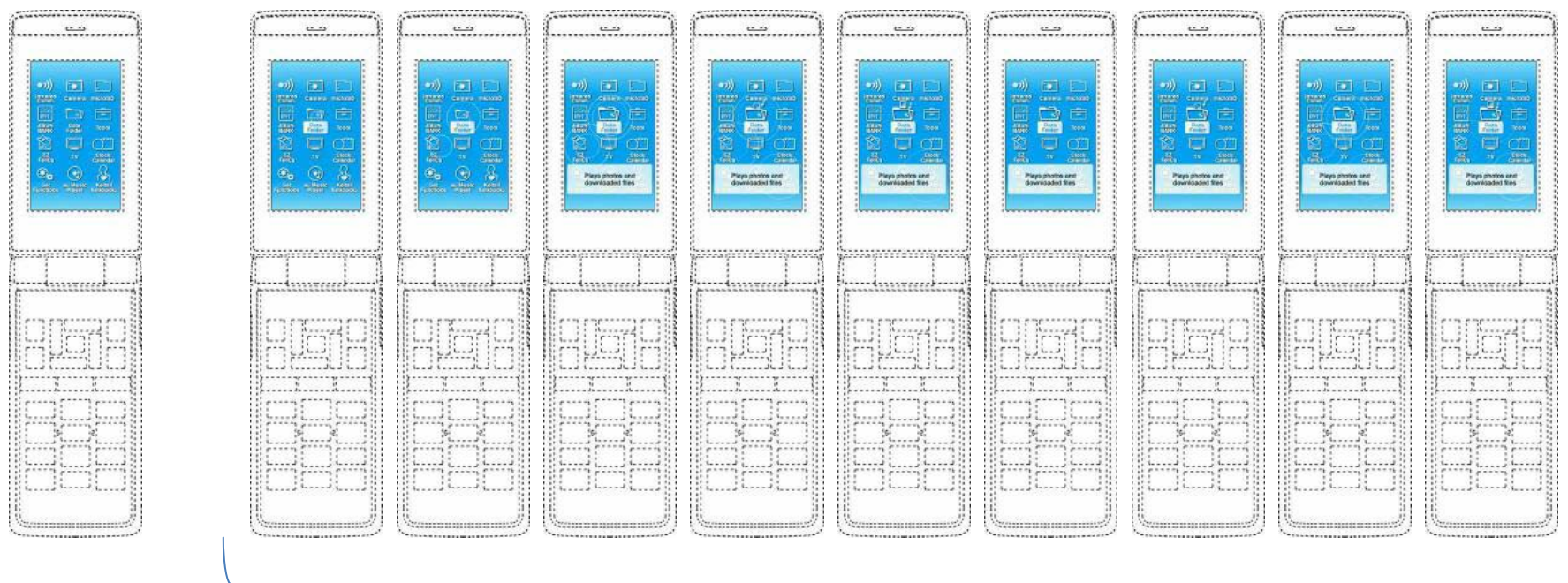
<仮説>

- ・図形の増減なし
- ・形態的な関連性あり
- ・配置の変化を認める
- ・図形の大小の変化を認める

<検討事例5> ～「どんな動き」に注目すべきでは～

本意匠
意匠登録第1375707号

- ①元々権利範囲の狭い画像意匠なのに、関連意匠の必要性があるのか
- ②結果的には「変化する画像」は参考でしかない…初期画面だけの権利範囲となる。
- ③「どんな画面」というより「どんな動き」にも注目してほしい。



正面図

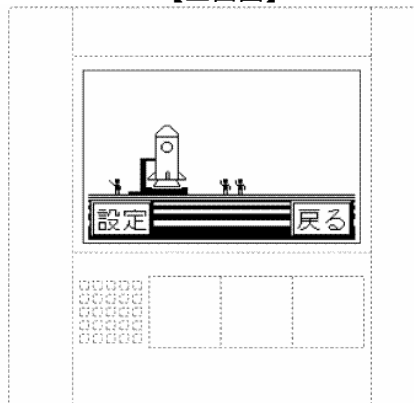
変化の状態を示す参考正面図

＜検討事例 6＞ ～予見可能な範囲における画像意匠～ 意匠登録第1353185号

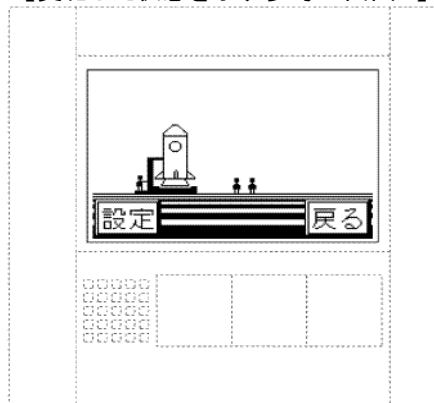
審査基準＜74.7.1.5. 2＞形態的な関連性がない複数の画像

変化の前後で、レイアウトが大きく異なる場合、変化に伴い図形等が新たに表れる(又は消失する)場合等、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められない複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

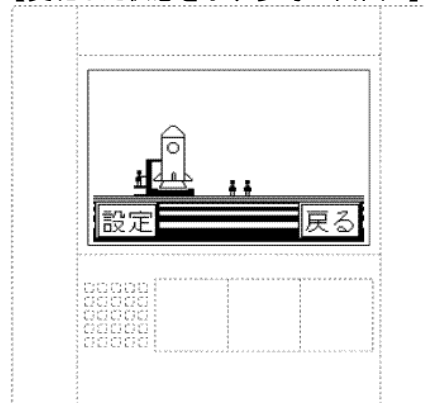
【正面図】



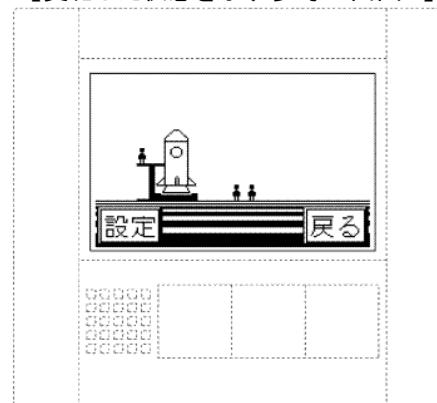
【変化した状態を示す参考正面図A】



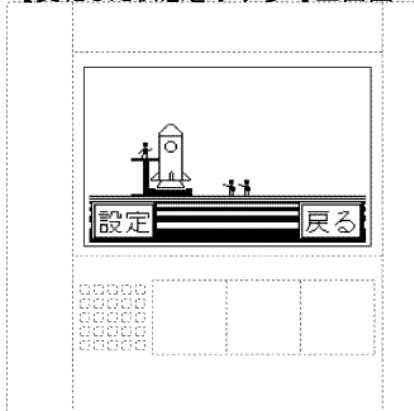
【変化した状態を示す参考正面図B】



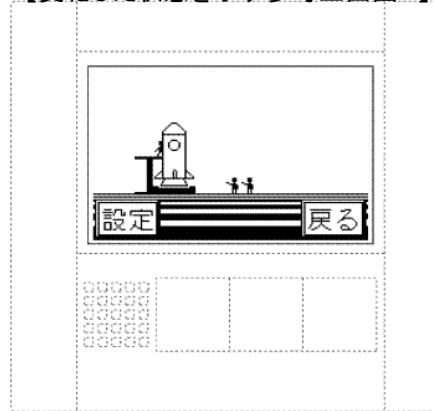
【変化した状態を示す参考正面図C】



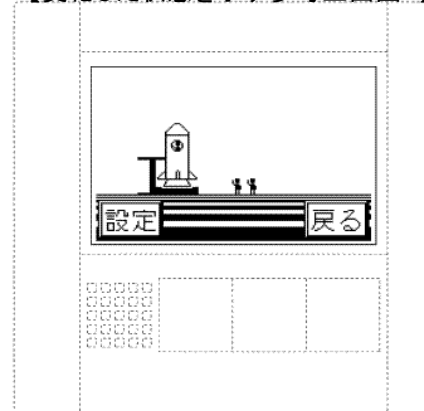
【変化した状態を示す参考正面図D】



【変化した状態を示す参考正面図E】



【変化した状態を示す参考正面図F】



予見可能な範囲での消失／出現は認めても良いのでは？

＜検討事例 7＞ ～一意匠にできる形態的な関連性の範囲について～

審査基準 <74.7.1.3> 画像を含む意匠において、画像が変化する場合

(…略) 複数の図を用い画像を連続的に切り替わる様子が表わされている場合(いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。)、それら複数の画像全体で構成される一つの動く様子を含んだ意匠として認定するのではなく、複数の画像を含む意匠として認定した上で、それら複数の画像については、変化の前後とし、一つの意匠として取り扱い得る。

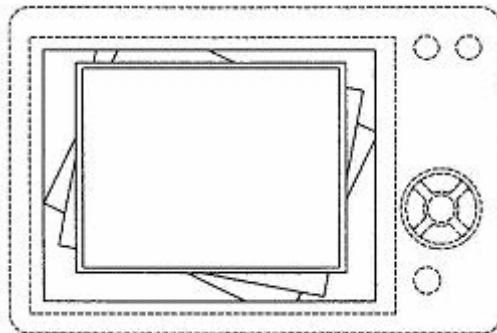
＜デジタルカメラ＞ 1381735号(オリンパスイメージング)

本件、変化状態は「参考図」扱いではなく、1つの意匠として、認められるべきではないか。← 出願人は、本願意匠については、数の増減の変化について保護を求めていると思われる(物品説明)。

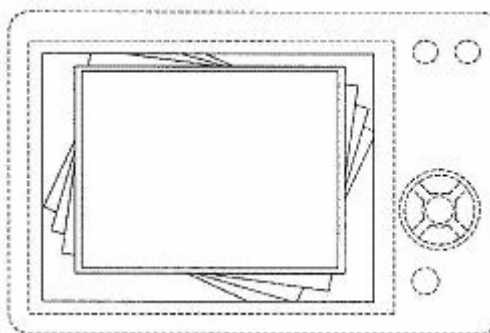
【意匠に係る物品の説明】

意匠登録を受けようとする部分は、デジタルカメラの表示部に表示される画面である。本画面は、デジタルカメラの連写モードで撮影した写真を表示する画面である。「使用状態の一例を示す参考背面図」に示すように、中央の枠内に、連写モードで撮影した写真の一枚目の画像が表示される。中央の写真の裏側に表示される斜めの矩形は、「変化した状態を示す参考背面図(1)乃至(3)」に示すように、数が増減して表示されてもよいことを示す。

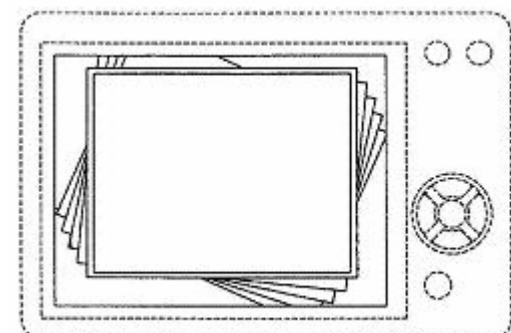
【背面図】



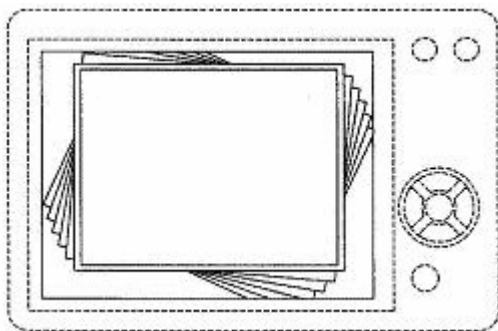
【変化した状態を示す参考背面図(2)】



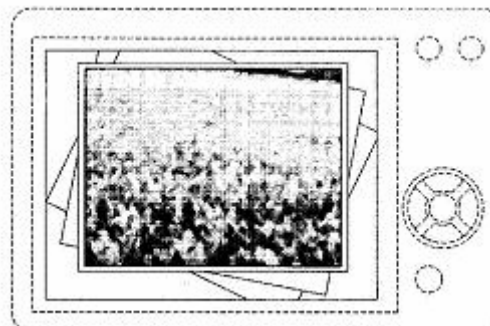
【変化した状態を示す参考背面図(2)】



【変化した状態を示す参考背面図(3)】



【使用状態の一例を示す参考背面図】



＜本件 経過情報＞

願書：平19.12.7
手続補正書：平20.1.10
拒絶理由通知書 平21.1.27
(第3条1項柱書)
意見書：平21.3.9
登録査定：平22.1.5
登録料納付：平22.1.27

出願人が自発により
「参考図」に補正？

詳細不明

補正ではないこと
に注目

＜検討事例8＞ ～一連の動きを必要図とする権利設定～

意匠登録第1366719号
アップル インコーポレイテッド
携帯情報端末

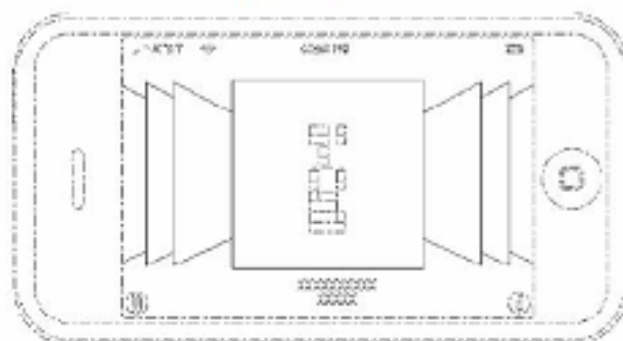
(55)【意匠に係る物品の説明】本願意匠に係る物品は、表示部を備えた携帯情報端末であり、コンピュータ、携帯型電子デバイス、メディア再生機(例えば音楽、動画及び/又はゲームのプレーヤ)、メディアストレージデバイス、パーソナルデジタルアシスタント(PDA)、通信機器(例えば携帯電話、インターネットブラウジングデバイス、GPSナビゲーションデバイス)、及び/又はこの種の機器として利用できる。本物品は正面にタッチスクリーン機能を持つディスプレイを有し、ディスプレイにタッチすることで、本物品の操作が可能となる。

(56)【意匠の説明】正面図、及び、変化した状態を示す正面図は、仮想空間の中に、垂直に立っている複数のアルバム及びシングルのカバージャケットが左右に並んでいる画像(カバーフロー)を表わしている。正面図は、表示部の中心にアルバム(またはシングル)のカバーを表わす中央画像が表示され、中央画像の左右には、垂直に立っている複数のアルバム及びシングルのカバージャケットが左右に並んでいる画像(カバーフロー)が表示された状態を示している。この状態で、ディスプレイの中心画像の位置をタップすると、画面の変化を示す参考図に表わされているように、中心画像が戻るように変化する。その中心画像が変わるアルバム(またはシングル)に含まれる曲名等のリストが表示される。以上で説明した全ての図面中、実線で表わした部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分であり、一点鎖線で表わした部分は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分である。つまり、全ての図面中、物品の表示部に表示される図形等またはその一部が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

参考図の動きを「意匠の説明」で明記しているが、相手方に正面図の態様が含まれないと権利行使ができず、物足りない権利になってしまう。

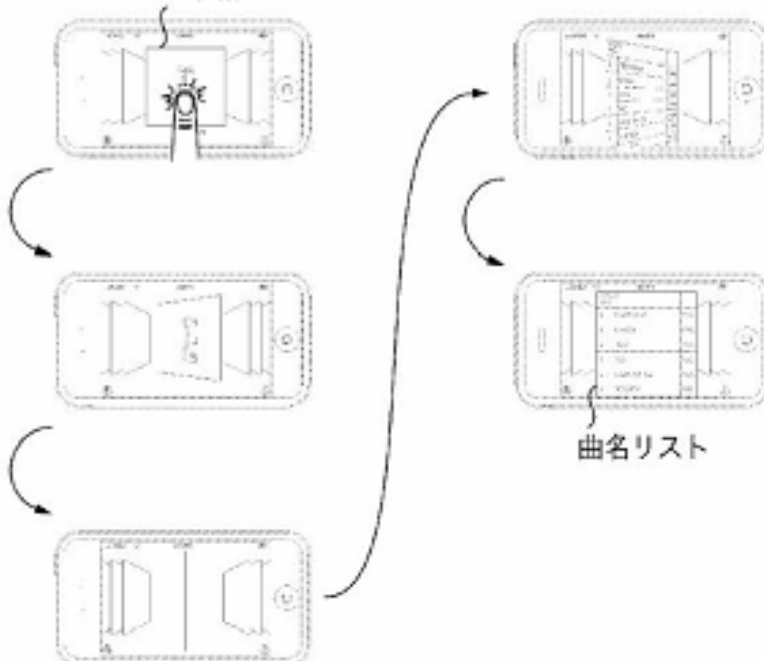
米国と同様に一連の動きを必要図とする権利設定ができると活用しやすい権利になるのではないかな？

【正面図】



【画面の変化を示す参考図】

カバー画像



＜検討事例9＞ ～一出願の範囲は一まとまりの意匠～

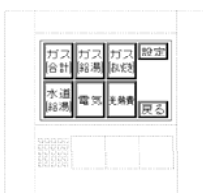
＜画像を含む意匠において、画像が変化する場合＞

＜家庭電気機器用リモートコントローラ＞リンナイ株式会社

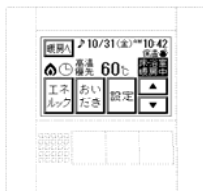
意匠登録1349446
【出願日】平成19年7月6日
各種エネルギー消費表示
【正面図】



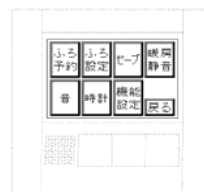
【変化した状態を示す正面図】



【変化した状態を示す参考正面図】



意匠登録1349449
【出願日】平成19年7月6日
ふろについての各種設定(ふろ温度、湯量、保温時間等)
【正面図】



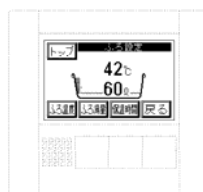
【変化した状態を示す正面図1】



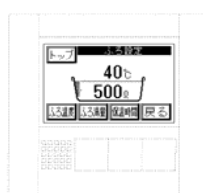
【変化した状態を示す正面図2】



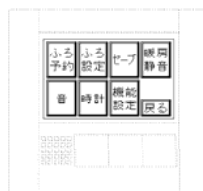
意匠登録1349450
【出願日】平成19年7月6日
湯量はレベル表示またはリッター表示
【正面図】



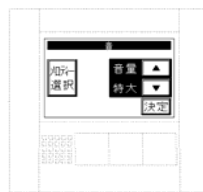
【変化した状態を示す正面図】



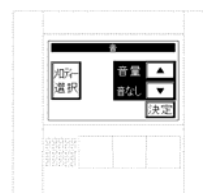
【変化した状態を示す参考正面図】



意匠登録1349451
【出願日】平成19年7月6日
メロディ、音量等を選択決定する操作画面
【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



【変化した状態を示す参考正面図】



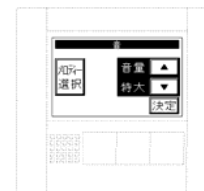
意匠登録1349452
【出願日】平成19年7月6日
メロディを選択決定する操作画面
【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



【変化した状態を示す参考正面図】



変化の前後の態様に形態的な関連性が認められない複数の画像を含む意匠も一意匠と認め、多意匠一出願にできれば判り易い。

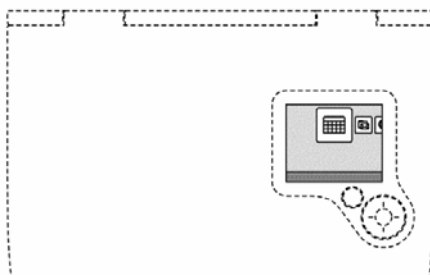
＜検討事例10＞ ～一出願の範囲として全ての図を示す～

2条2項系の画像意匠であっても以下のような程度の変化であれば、1出願として登録してもいいのではないかと、一画面に全てのアイコンは表れていないが、全ての画面を見れば全てのアイコンが把握可能。

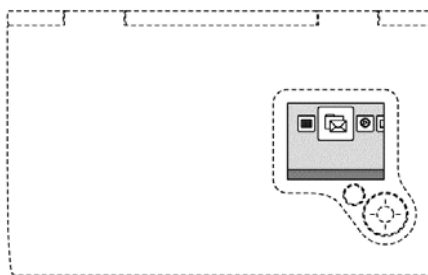
＜携帯情報端末機付携帯用コンピュータ＞(2条1項系の画像意匠)

意匠登録第1347659号

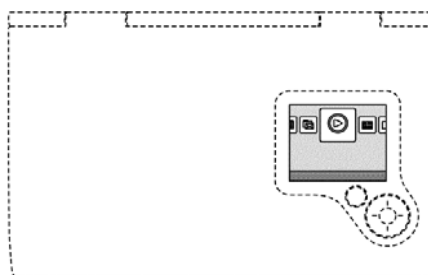
【正面図】



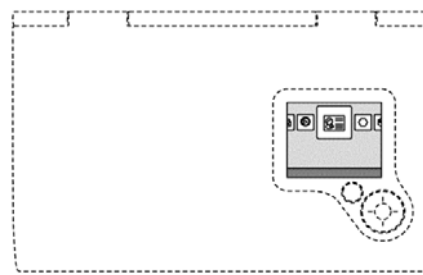
【変化した状態を示す正面図1】



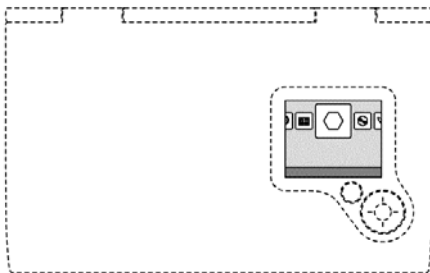
【変化した状態を示す正面図2】



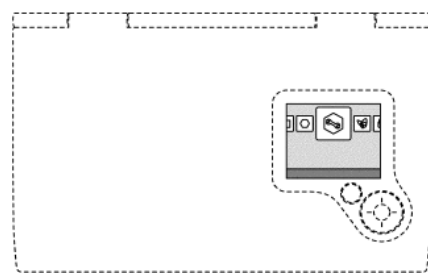
【変化した状態を示す正面図3】



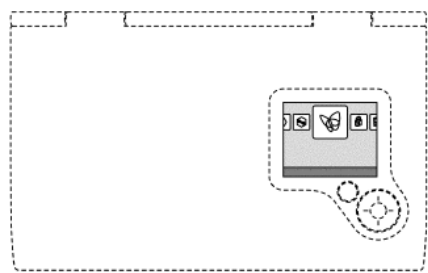
【変化した状態を示す正面図4】



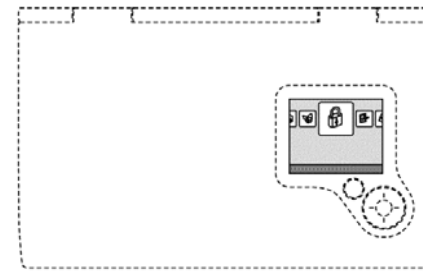
【変化した状態を示す正面図5】



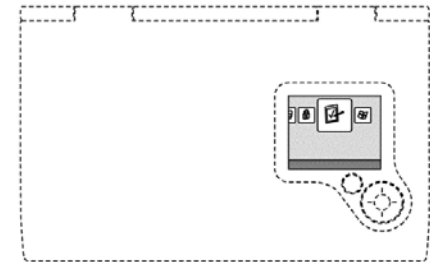
【変化した状態を示す正面図6】



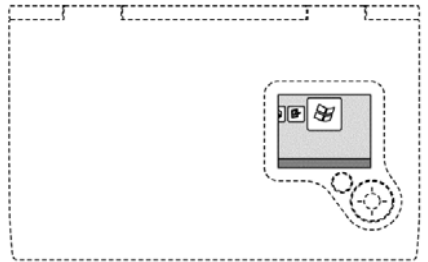
【変化した状態を示す正面図7】



【変化した状態を示す正面図8】



【変化した状態を示す正面図9】



優先日：平成17年(2005)4月22日

出願日：平成17年(2005)10月24日

審判請求日：平成19年(2007)12月5日

登録日：平成20年(2008)11月28日

■検討事例のまとめ-1

<検討事例1>

- ・変化前の画像と変化後の画像が「形態的な関連性」があれば一意匠として認められるが、この範囲が狭いように感じる。「**形態的**」だけでなく「**表示位置**」も含めた**関連性**を認め、ある程度変化するアイコンやアイコンに付随するふきだしも認めては(もっと幅の広い「**関連性**」を認める。)。

<検討事例2>

- ・各画面、共通して用いられる「**マーク**」や「**カラー**」による**形態の関連性**を主張する。

<検討事例3>

- ・複数の画像を一意匠として許容する。また変化する画像の最初と最後の画像が2条2項の条件を満たせば良い。**変化の形態には制限を設けず、操作又は物品の概念に基づき一意匠の権利範囲を制限する。機能発揮前から機能を発揮するまでの範囲を一意匠の範囲とする(意匠の認定に関し、「形態的関連性」は問わない。)。**

<検討事例4>

- ・一意匠の範囲を「**形態の関連性**」と「**図形の増減がないこと**」に着目しながら、6条4項(動的意匠)の適用範囲ということで、「**配置の変化**」と「**各要素の図形の大小の変化**」を認めては。

■検討事例のまとめ-2

<検討事例5>

- ・「どんな画面」というより「**どんな動き**」に注目する(微細な変化、動き、ふきだしを一意匠として認めるべき。)

<検討事例6>

- ・変化する画像に関し、**予見可能な範囲での消失/出現を認める**(予見可能な図形の増減の範囲を一意匠と認める。)

<検討事例7>

- ・図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されている場合、複数のそれら複数の画像全体で構成される一つの動く様子を含んだ意匠として認定するのではなく、**複数の画像を含む意匠として認定した上で、それら複数の画像については、変化の前後とし、一つの意匠として取り扱い得る**(画像の変化の態様を明示し、それらを一意匠として扱う。)

<検討事例8>

- ・米国のように、**一連の動きを必要図とする権利設定**ができると活用しやすい権利となる(一意匠の範囲は、一つの操作における一連の動き。)

■検討事例のまとめ-3

<検討事例9>

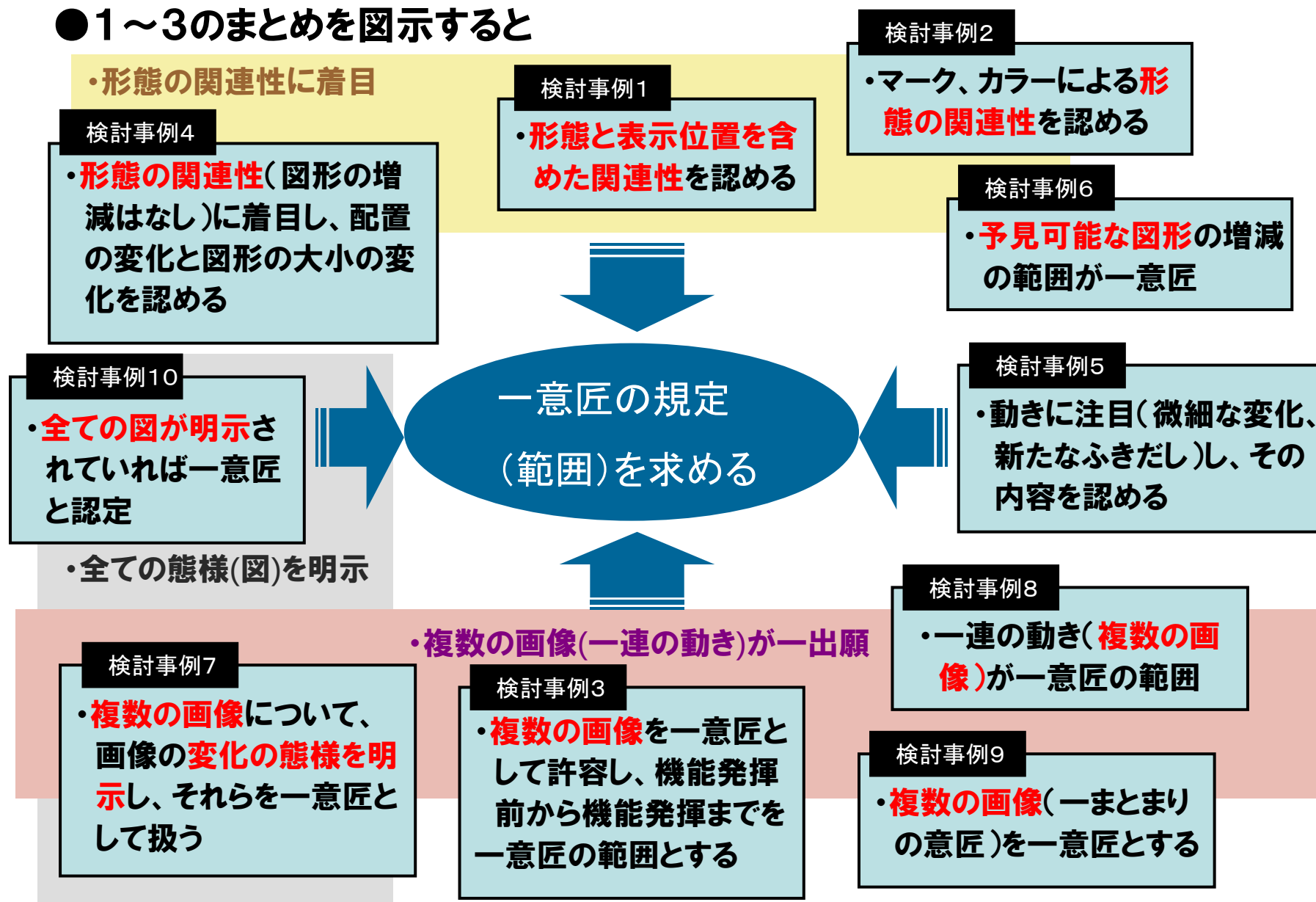
- ・変化の前後の態様に形態的な関連性が認められない複数の画像を含む意匠も一意匠と認め、多意匠一出願にできれば分かりやすい(一出願の範囲は、一まとまりの意匠)。

<検討事例10>

- ・全ての種類のアイコン<図>が表れていれば、一出願として認定して欲しい(一出願として登録してもよいのは、例えば、一画面に全てのアイコンは表れていないが、全ての画面を見れば、全てのアイコンが把握可能)。

■検討事例のまとめ-4

●1～3のまとめを図示すると



■検討事例のまとめ-5

●変化する画像に関し、一意匠の規定(範囲)を考えると、

1.「形態の関連性の有無」が一意匠の範囲と認識するが、

- ・配置の変化や図形の大小の変化は認めてはどうか。
- ・形態プラス表示位置の関連性も認めてはどうか。
- ・共通に表れる形状を規定してはどうか。

さらに

- ・予見可能な図形の増減を認めてはどうか。
- ・動き(微細な変化や新たなふきだし等)を認めてはどうか。

2.「複数の画像のまとめり」を一意匠の範囲と認識するが、

- ・「一連の動き」の範囲を認めてはどうか。
- ・複数の画像の一まとめりを認めてはどうか。
- ・複数の画像で機能発揮前から機能発揮までを認めてはどうか。
- ・複数の画像の変化の態様を(全て)明示することで認めてはどうか。

さらに

- ・全ての図を明示することで認めてはどうか。

以上の検討を基に「変化する画像」への要望をまとめると、

- ・形態的関連性に関し、一つの操作による操作遷移については、同じテーマが展開されてゆく範囲であれば、一つながりの意匠として認めても良いのではないか。
- ・一つの操作による一連の動き(連続性)を、その動きの各々の静止画像を全て提示することによって、一つの出願(まとめり)として認めても良いのではないか。

2.部分意匠制度に関する検討

検証方法とその解説

部分意匠制度を検証するに際して、論理構成法の一つであるピラミッド原則を活用。

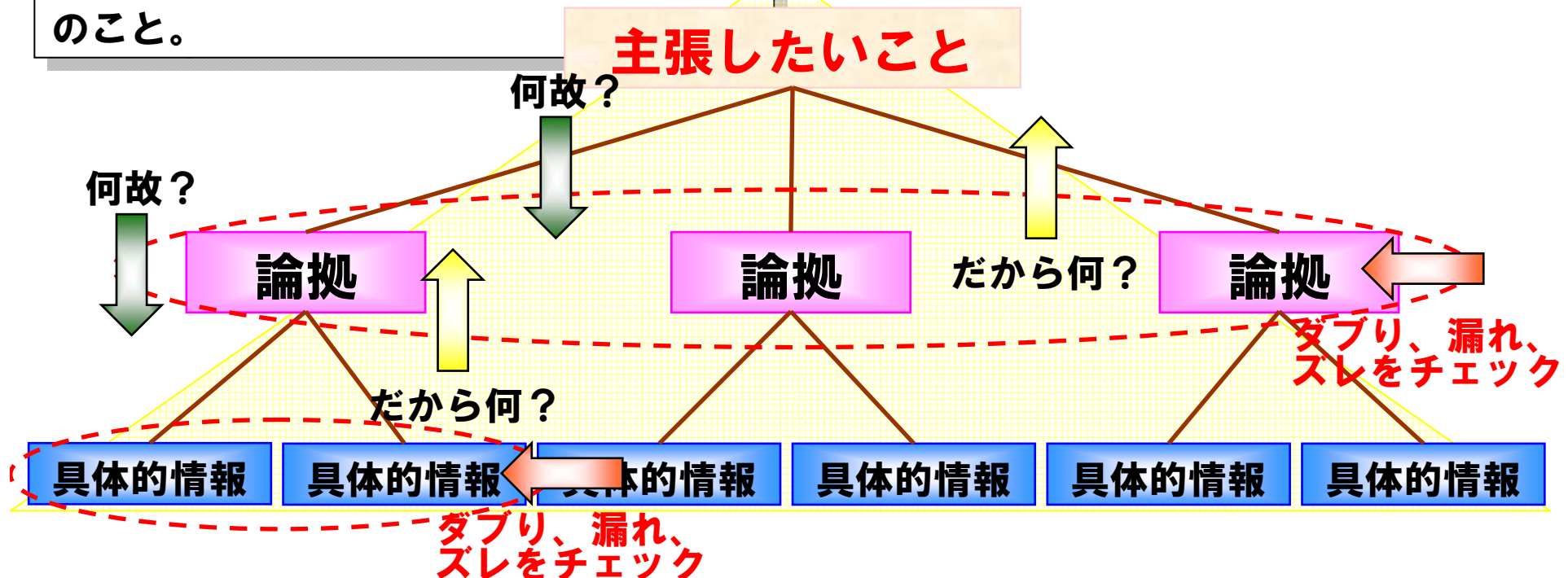
◆ピラミッド原則とは

バーバラ・ミント (Barbara Minto) 氏が提唱し、最上段に「主張したいこと」を書き、二段目に「その論拠」、三段目以降に「更にその論拠」や「具体的情報」を書いて、論理的に主張する構造のこと。

◆ピラミッド原則のチェック方法

縦と横の関係をチェックする。

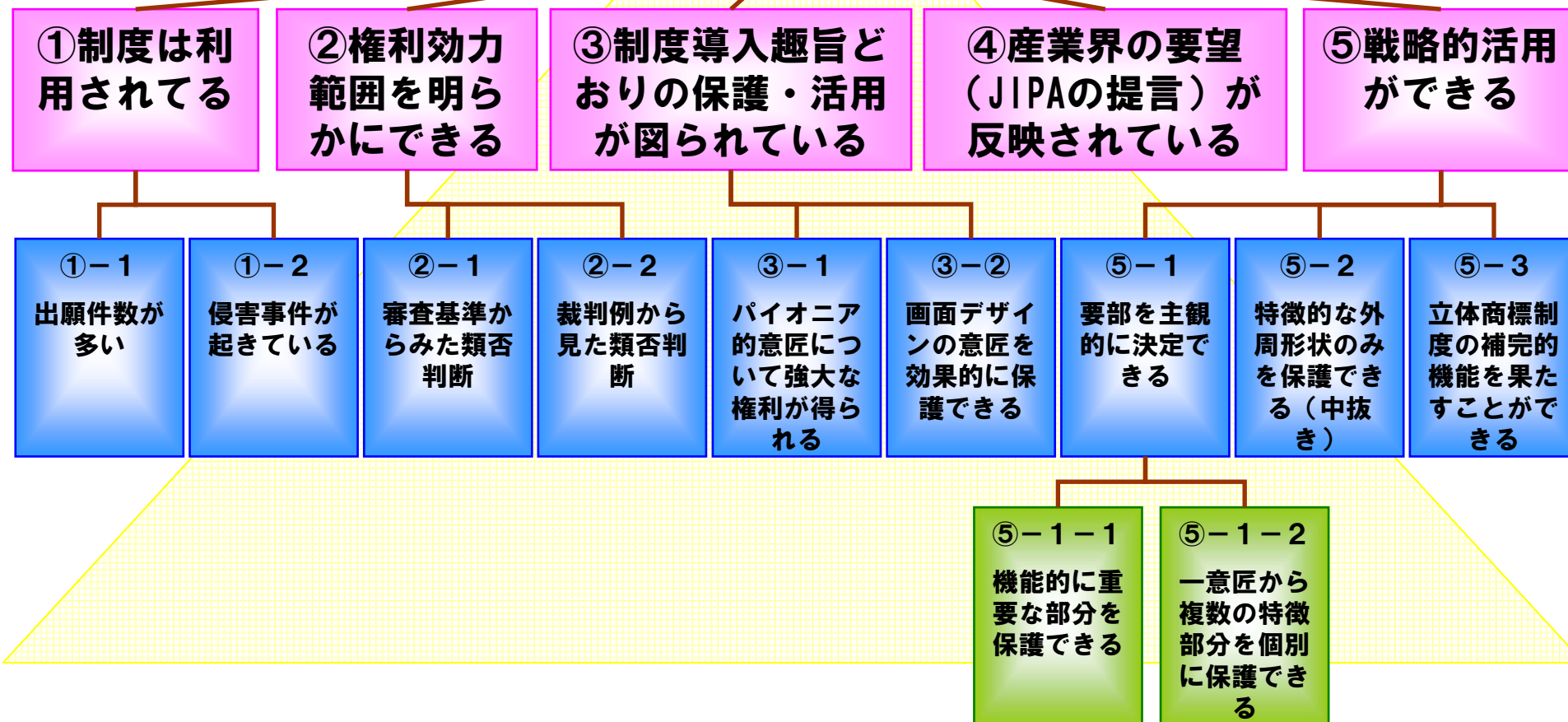
1. 論理の飛躍をチェック（上下関係）
2. ダブリ、漏れ、ズレをチェック（左右関係）



仮説と検証

「部分意匠制度は概ね機能している」という仮説に対し以下のピラミッド原則に基づいて検証を行う。

仮説：部分意匠制度は概ね機能している



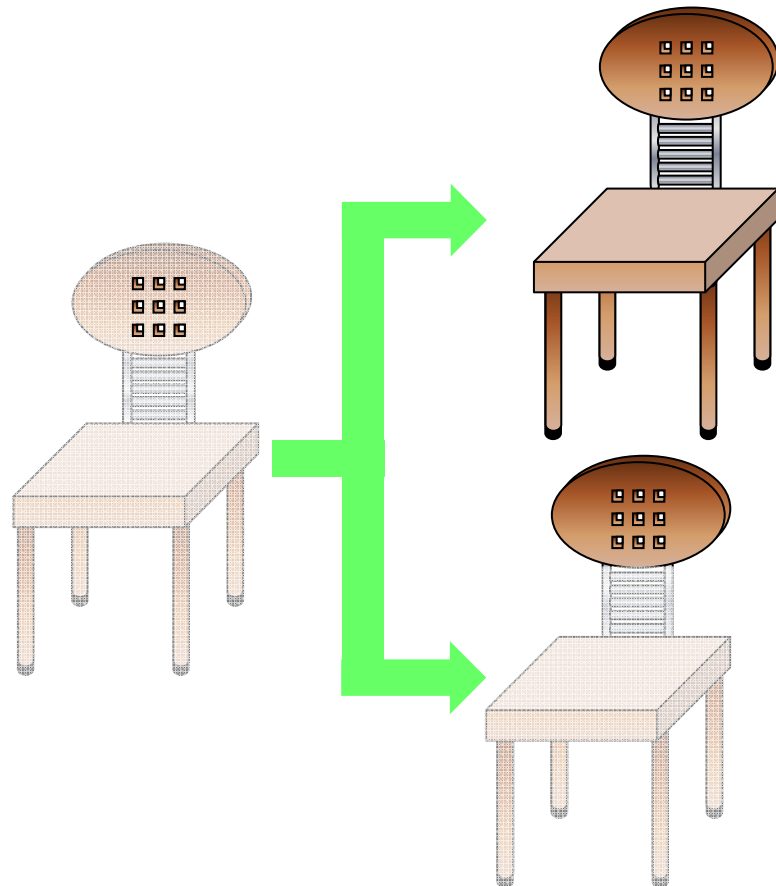
検証結果

「②権利効力範囲を明らかにできる」は、論拠として薄弱だが、その他は、概ね論拠として妥当と判断。

論拠	委員会の見解
①制度は利用されてる	妥当
②権利効力範囲を明らかにできる	課題あり
③制度導入趣旨どおりの保護・活用が図られている	妥当
④産業界の要望(JIPAの提言)が反映されている	妥当
⑤戦略的活用ができる	妥当

更なる制度活用①補正要件の緩和

部分意匠の補正要件について減縮補正の場合は「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」の破線を実線に変更する補正を許容する。



出願当初に「意匠登録を受けようとする部分」の選定を誤った場合でも補正により権利化の道が開ける

「意匠登録を受けようとする部分」と公知引例との差を補正により明確化でき権利化の道が開ける

部分意匠を柔軟かつ戦略的に活用が可能になる

更なる制度活用②登録要件の緩和

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれるものであり、機能的・形態的一体性を満たさない場合であっても一意匠と取り扱うように要件を緩和する。

物理的に分離した部分に特徴がある意匠について
登録が容易になる



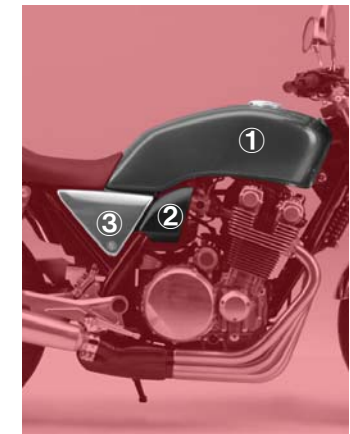
権利範囲が不明確

意匠の説明欄に「意匠登録を受けようとする部分」の同士の分離状態を記載する等の制限を加える等の措置おくことで対応

意匠を登録を受けようとする部分

物品名：オートバイ

- ①燃料タンク
- ②サイドカバー
- ③サイドカバー



厳密には隣接しているが、図示すると意匠の特徴が損なわれる場合や作図が困難な場合に有効で多様化するデザイン戦略に部分意匠制度を活用できる

3. 関連意匠制度に関する検討

関連意匠制度 現行制度の課題整理

昨年度の活動結果

【後出し関連の制度化について】活用できる期間が短い

【関連意匠の独自効力について】活用事例が見つからない

現行制度	疑問	課題
本意匠の登録公報発行日前まで関連意匠の登録を受けることができる	後出し期間が有効に活用されているのか？	本意匠の登録などにより後出し関連の出願が実質的にできないケースがある <後出し関連の活用期間が短い>
関連意匠の類似範囲に独自の権利効力が認められた	関連意匠単独で本当に権利活用されているのか？	関連意匠単独で権利活用された事例が見つからない ただし、活用ニーズは存在

改正趣旨は全うされているか？

関連意匠制度 現行制度の課題整理

昨年度の活動から

2つの課題について企業が考える関連意匠制度の活用法を検討

課 題

後日関連意匠出願の制度化について、活用できる期間が短い

関連意匠の独自効力について、活用事例が見つからない

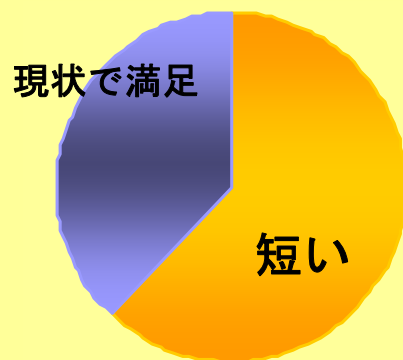
デザイン保護に対するニーズ

■シリーズの最新モデル（最終デザイン）で権利が欲しい

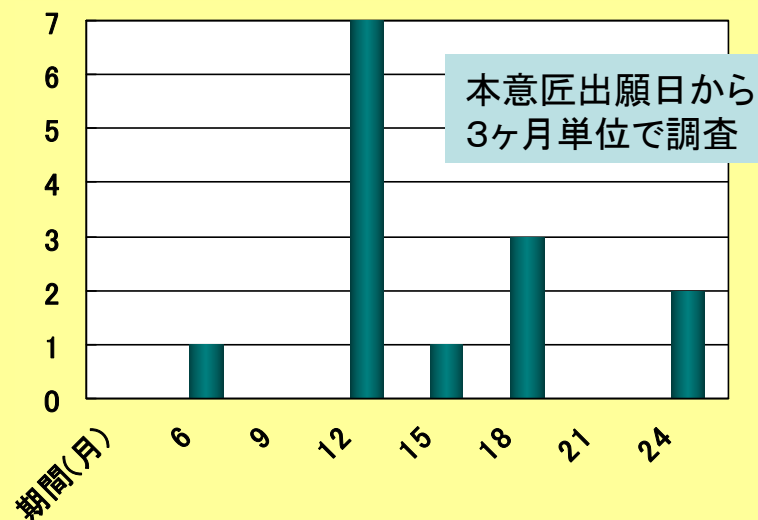
■関連意匠の権利範囲を把握したい

関連意匠制度 企業への利用度調査

課題に対し JIPA意匠委員会会員企業へヒアリングを行った



実務上公報発効前日までの
出願期限について



実務上後日出願の希望期間について

- 関連意匠の後日出願の活用ニーズは存在する
- 後日出願の期間は出願日から1年が理想的との意見が多いが、企業によりマイナーチェンジ等製品開発サイクルにバラツキが有る

関連意匠制度 あるべき姿の導出

➤ 検証結果

§ 後出し関連の制度活用 §

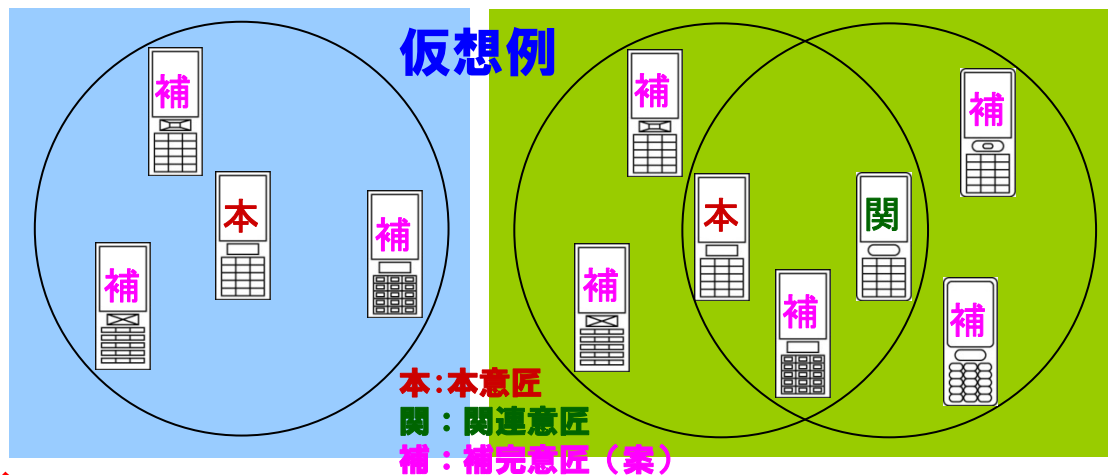
シリーズ最新モデルのデザインで権利が取れる制度にしたい

§ 関連意匠単独の権利活用 §

関連意匠独自の権利範囲を明確化したい

日々進化が見られる産業の発展に伴う「多様化するデザイン開発」に沿った関連意匠制度が望ましく 現行の関連意匠制度に加えて「補完意匠制度(仮名)」の創設を提言

補完意匠制度（仮名）の導入



本意匠と関連意匠の類似範囲を確認・補完するもの
(更なる出願期限の延長可)

- ・ 後日出願の出願期間を気にしなくても良い
- ・ 権利範囲の確認ができる

※但し独自効力は無

参考資料

1. 多様化するデザイン創作活動を促進する意匠制度の在り方に関する調査研究

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/zaisanken.htm>

2. 意匠審査基準

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/isyoushinsa_kijun.htm